

# CAP 倶楽部会則

(名称)

第1条 本会は「CAP 倶楽部」(キャップクラブ)と称する。

(目的)

第2条 本会は「山口の遊び場」をテーマに、各種活動を通じて地域の活性化を図るとともに会員相互の啓発親睦を図ることを目的にする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的達成のために次の活動を行う。

1. 各種イベントの企画、運営。
2. 会員相互の交流。
3. その他、目的達成のための事業。

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会員)

第5条

1. 本会の会員は基本的に二十歳以上の社会人とする。
2. 名前、住所、電話番号、メールアドレスを名簿に記載し、共有することに同意した者を本会員とする。  
但し、住所年齢および性別については、正当な理由が無い限り共有または開示を行わない。

(会費)

第6条 会費は年間一人あたり、A)会員 1000 円、B)準会員 1000 円とし、入会または更新時に一括納入するものとする。

(入会・退会)

第7条

その1

本会への入会、退会は随時とする。但し、入会・退会を希望するものは事務局に届け出なければならない。退会の場合、年会費は返却しない。

尚、新規会員について初年度は、原則 A)会員とする。1～3 月に入会した会員については、当該年度の会費を 500 円とする。

その2

下記の禁止事項を行った会員は強制退会させられる場合がある。

1. 宗教の勧誘やセールス活動、ネットワークビジネスの勧誘、他団体への勧誘、政治活動、その他営業目的に類する行為
2. ナンパ・セクハラ及び相手が不快に感じる行為
3. その他、本会が不適切と判断した行為

(役員の種類)

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 2 名、事務局 3 名(事務担当 2 名、WEB 担当 1 名)、会計 1 名、監査 1 名  
問い合わせ班 4 名(副会長 2 名は兼ねる)

(役員の資格および任免)

第9条 すべての役員は本会会員にして、総会において選任・解任する。会長は立候補がない場合に投票

を行う。但し被選挙権は、13ヶ月以上在籍した者に限る。

全ての役員は会長が任命するものとする。

(役員任期)

第10条

その1

役員任期は1年とし、4月より3月末までとする。期の半ばに選任された役員は、その期の末までを任期とする。役員は任期終了後、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

その2

会長の2期連続の就任は認めない。ただしその他の役員の再選は妨げない。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し職務を処理するとともに、総会の招集を行う。副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。また、新規入会者への問い合わせ担当も兼ねる。

事務局・会計は本会の事務および経理を処理する。

監査は本会の業務および財務関係を監査する。

(総会)

第12条 以下の条件にて総会を開催する

1. 4月を定例総会とする
2. 会長が必要と認めた時
3. 会員の1/2以上の要請があった時

(総会の決議事項)

第13条 次の事項は総会の議決を必要とする。

1. 会則の変更
2. 活動計画および収支予算の決定
3. 活動報告および収支決算の承認
4. 役員を選任
5. その他、とくに重要な事項

(総会の成立)

第14条 総会の定足数は会員の2分の1とする。決議事項は出席会員過半数の同意が必要である。

B) 準会員は議決権をもたない。

\* 定例会及び例会内の決議事項のみ。総会は議決権はあり。

(会計)

第15条 本会の会計は会費、補助金並びに寄付金、その他の収入をこれに充てる。

(責任)

第16条 本会の活動における、会員間および会員の個人的なトラブル等には、本会は一切関知しない。

(個人情報)

第17条 個人情報は、名簿の作成、会員間の情報送信にのみ活用する。

(付則) 本会則は平成28年4月に改正する。